

令和 年 月 日

丹波市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書

丹波市長 林 時彦 様

丹波市自動録音電話機等購入費補助金の交付を受けたいので、丹波市自動録音電話機等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、下記誓約事項について誓約するとともに、当該補助金の交付が決定された場合は、その決定額を請求します。

1 記入事項（下の項目をすべて記入してください）

(1) 申請者

住所	〒 ー		
ふりがな		電話番号	() ー ※購入した機器に繋がる番号を記入 ※設置確認のため、記載いただいた対象電話番号に架電させていただきます。
氏名		メールアドレス	※なければ省略可

(2) 対象となる65歳以上の方（代表者）

ふりがな		生年月日	M T S 年 月 日
氏名			

(3) 購入機器

購入年月日	令和 年 月 日	機器の種類	<input type="checkbox"/> 自動録音電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機 ※いずれかの <input type="checkbox"/> に✓
製品名		メーカー名	
購入金額	円	・機器の購入費のみ（設置費等は対象外） ・消費税及び地方消費税の額を含む。	
補助額	円	「自動録音電話機」の場合は上限10,000円 「外付け録音機」の場合は上限5,000円 ※購入金額が上限額を下回る場合は、 購入金額を記入（100円未満切り捨て）	

(4) 振込先口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協		店舗名	本店・支店 出張所
口座種類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

2 関係書類（この申請書と一緒に提出が必要なもの）

- (1) 機器を購入した時の領収書（宛名は必ず申請者本人であること。）
- (2) 購入した機器の品名、主な仕様が分かるカタログ等の写し
- (3) 補助金の振込先銀行通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ）
- (4) 本人確認書類の写し（世帯の65歳以上の方及び申請者）

3 誓約事項（補助金申請に当たり必ず守っていただくこと）

- (1) 購入した機器は、購入後6年間は丹波市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供しません（補助金を返還していただく場合があります。）
- (2) 暴力団員等（丹波市暴力団排除条例（平成23年丹波市条例第53号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第1号に規定する暴力団と密接な関係者をいう。）ではありません。

4 申請の際の注意事項

- (1) 申請内容に不備がある場合は書き直しを行うか、二重線を引き訂正印を押印すること。